

野々市市体育施設整備実施計画 (案)

令和 4 年〇月

野々市市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって	2
1.1 はじめに ～背景・目的～	2
1.2 施設整備の前提条件の整理	2
1.2.1 野々市市第一次総合計画	2
1.2.2 野々市市公共施設等総合管理計画	3
1.2.3 野々市市公共施設個別施設計画	4
1.2.4 野々市市教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）	5
1.2.5 野々市市体育施設整備基本計画	6
1.2.6 その他の関連計画	8
1.3 本計画の位置づけ	9
1.4 計画期間	10
第2章 現状と課題	11
2.1 市内人口の推移	11
2.2 市内のスポーツ関連施設	12
2.3 既存施設の現状	13
2.4 施設の利用者数	27
2.5 施設が直面する課題	28
第3章 既存施設の整備	29
3.1 既存施設の整備方針	29
3.2 機能を維持する既存施設	29
3.3 機能の更新等を検討する既存施設	31
3.4 既存施設改修スケジュール	32
3.5 既存施設の修繕・改修における補助制度	33
3.6 既存施設整備の概算工事費	34
第4章 新体育施設の整備	36
4.1 新体育施設の整備場所	36
4.2 新体育施設の整備コンセプト	37
第5章 新体育施設の施設構成と機能	38
第6章 新体育施設の整備計画	41
6.1 野々市中央公園における体育施設の配置	41
6.2 体育施設のレイアウト	42
6.3 施設整備において配慮すべき事項	45
6.4 公園の動線計画	46
6.5 施設の整備スケジュール	47
6.6 施設整備の補助制度	47
6.7 新体育施設整備の概算工事費	48
第7章 事業手法	49
第8章 新体育施設の整備にあたって	50
参考資料	50

第1章 計画の策定にあたって

1.1 はじめに ～背景・目的～

本市では、平成 23 年度に策定の「野々市市第一次総合計画」において、体育施設の集約化と複合化による活動拠点の整備に取り組むこととし、野々市中央公園（以下、中央公園）拡張計画に合わせて、市全体の体育施設整備について検討する方針としてきた。

これに続いて、平成 27 年度には市内体育施設の在り方について検討する「野々市市体育施設整備基本計画」、中央公園の整備の方向性について検討する「野々市中央公園拡張計画基本構想」を策定し、中央公園の拡張に合わせて、新たな体育施設を整備する方針としている。

現在は、中央公園に隣接する区域で「健康・交流・防災」をテーマとした「野々市市西部中央土地区画整理事業」が進行しており、これと一体となった活用を図るため、中央公園における体育施設の整備についても、「健康・交流・防災」のテーマに沿った整備を行う必要がある。

また、国の第2期スポーツ基本計画においては「一億総スポーツ社会」の実現をめざしているほか、SDGs（持続可能な開発目標）においても誰一人取り残さないことを掲げており、誰もがスポーツに親しむことができる環境の構築が重要となっている。

本計画においては、今後の施設整備の実施設計に的確につなげることを目的とし、中央公園拡張区域に新しく整備する施設の種類、規模、配置、概算工事費等を検討するとともに、既存体育施設の整備方針についても検討する。

1.2 施設整備の前提条件の整理

本市においては、市全体の公共施設の管理や中央公園に求められる役割、体育施設の整備等について、これまで様々な計画を定めており、既存の計画等の内容を十分に考慮した上で、体育施設整備実施計画の内容を定める必要がある。

1.2.1 野々市市第一次総合計画

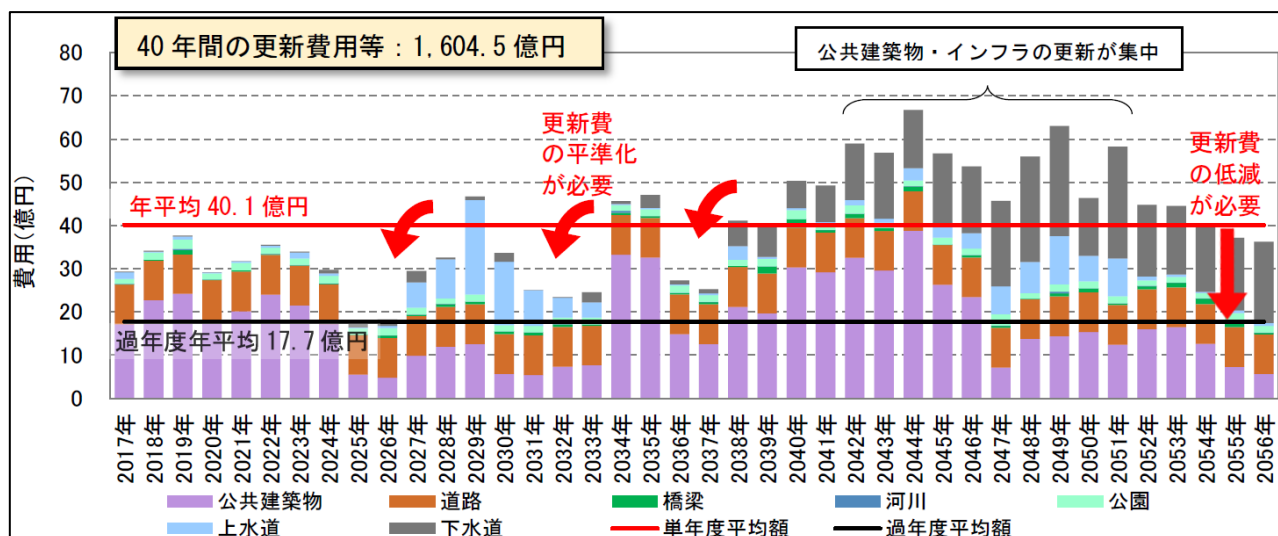
平成 24 年 3 月に策定の第一次総合計画では、学校体育施設の開放により、施設の有効的な活用を図るほか、中央公園拡張計画の方向性に合わせ、新たな体育施設の集約化と複合化による活動拠点の整備等、市全域を対象とした体育施設整備について検討するとともに、スポーツ関係団体との連携を強化し、年齢や個人に合ったスポーツ活動を推進することとしている。

1.2.2 野々市市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月に策定の公共施設等総合管理計画では、公共施設等の現状や課題を踏まえ、2017 年から 2026 年の 10 年間の施設管理に関する基本的な考え方や取り組みの方向性を定めており、近年の急激な人口増加や都市化に伴い整備された公共建築物や道路等の都市生活基盤施設の長寿命化の推進や、施設の総量と配置の適正化を行い、安心・安全で持続可能なまちを次世代に引き継ぐための計画としている。

〈公共施設等の現況及び将来の見通し〉

2017 年から 40 年間の公共施設等の更新費用は総額 1,604.5 億円（年平均 40.1 億円）となることが予想される。



〈公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針〉

『安全・安心で持続可能なまちを次世代に引き継ぐ』

- 公共施設等を「新しく造ること」から「賢く使うこと」へと意識を変え、安全・安心で持続可能なまちを次世代に引き継ぐ。
- 計画的な維持管理による機能保全や長寿命化を推進するとともに、実情に見合った施設の総量と配置の適正化に努める。
- 全庁的な推進体制の確立等による総合的な公共施設マネジメントを実施する。
- 公民連携により、計画的で効率的な管理運営を図る。

1.2.3 野々市市公共施設個別施設計画

令和3年3月に策定の公共施設個別施設計画では、公共施設等総合管理計画の方針を踏まえ、施設の長寿命化を推進し、構造に応じて60～80年の長期的な使用をめざしている。

施設の維持管理・更新に係る経費の縮減を図るとともに、実情に応じた施設の総量や配置の最適化等の公共施設マネジメントを推進するため、各公共施設の管理に関する基本的な考え方や取組の方向性、令和3～令和12年度の具体的な改修計画を定めている。

個別施設計画においては、すべての市内体育施設について、長期的な使用をめざすこととしており、改修計画は次のとおりとなっている。

施設名	改修計画	
	令和3年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度
市民体育館	—	—
市民野球場	管理棟改修 バックネット改修	ナイター照明改修
雨天練習場	外壁改修	—
相撲場	外部塗装	—
野々市中央公園運動広場	グラウンド改修 ナイター照明改修	グラウンド改修
野々市中央公園テニスコート	ナイター照明改修 テニスコート改修	テニスコート改修
スポーツセンター	—	—
武道館	—	—
弓道場	—	射場等改修（耐震改修含む）
スポーツランド（プール）	ろ過機改修 大規模改修（外壁、天井、内部仕上、照明、給排水等）	大規模改修（外壁、天井、内部仕上、照明、給排水等）
スポーツランド（さわやかホール）	外壁改修 照明改修	大規模改修（屋上防水、トップライト、内部仕上等）
スポーツランド（テニスコート）	ナイター照明改修	テニスコート改修 クラブハウス改修
押野中央公園運動広場	グラウンド改修	—
健康広場	グラウンド改修	—

1.2.4 野々市市教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）

平成 24 年 3 月に策定の教育ユニバーサルプランは、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、教育に関する施策を総合的かつ具体的に発展させるための指針を示す計画であり、教育の場に学校だけでなく、家庭や地域社会の全ての人に関わることにより、子どもたちの健やかな成長と豊かな社会づくりにつなげることを願い、地域の歴史や文化を活かした教育・文化の香り高いまちづくりをめざす、本市の中長期的展望に立った教育行政の方向性及び基本的な施策を明らかにすることを目的としている。

（基本理念）

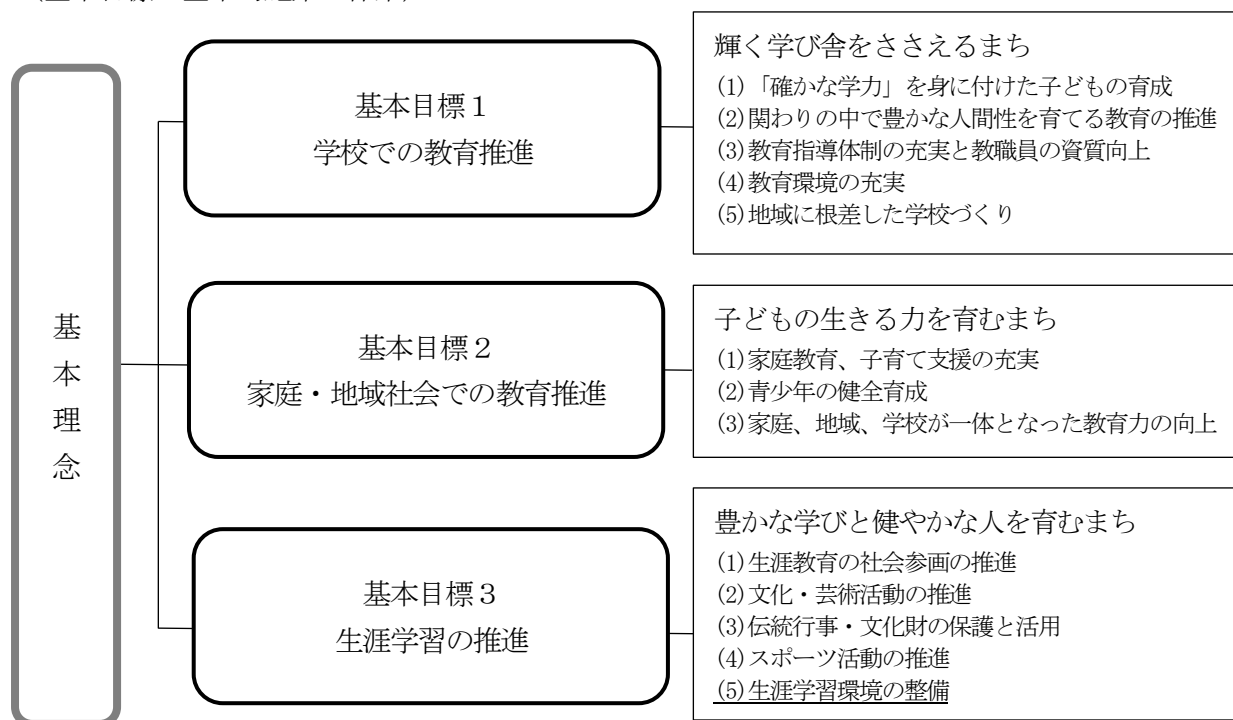
『学びと出会い 夢かなう まち』

ーマイ・キャンパス・ののいちー

- 一人ひとりの学びが多くの人との出会いによって一人ひとりの夢がかなう「まち」
- 仲間同士の学び合いが多くの人々の共感を得ることによって、みんなの夢がかなう「まち」
- まち全体が学びの空間となる「わたしのまち」ののいち

（計画期間） 平成 24 年度～令和 3 年度

（基本目標と基本的施策の体系）

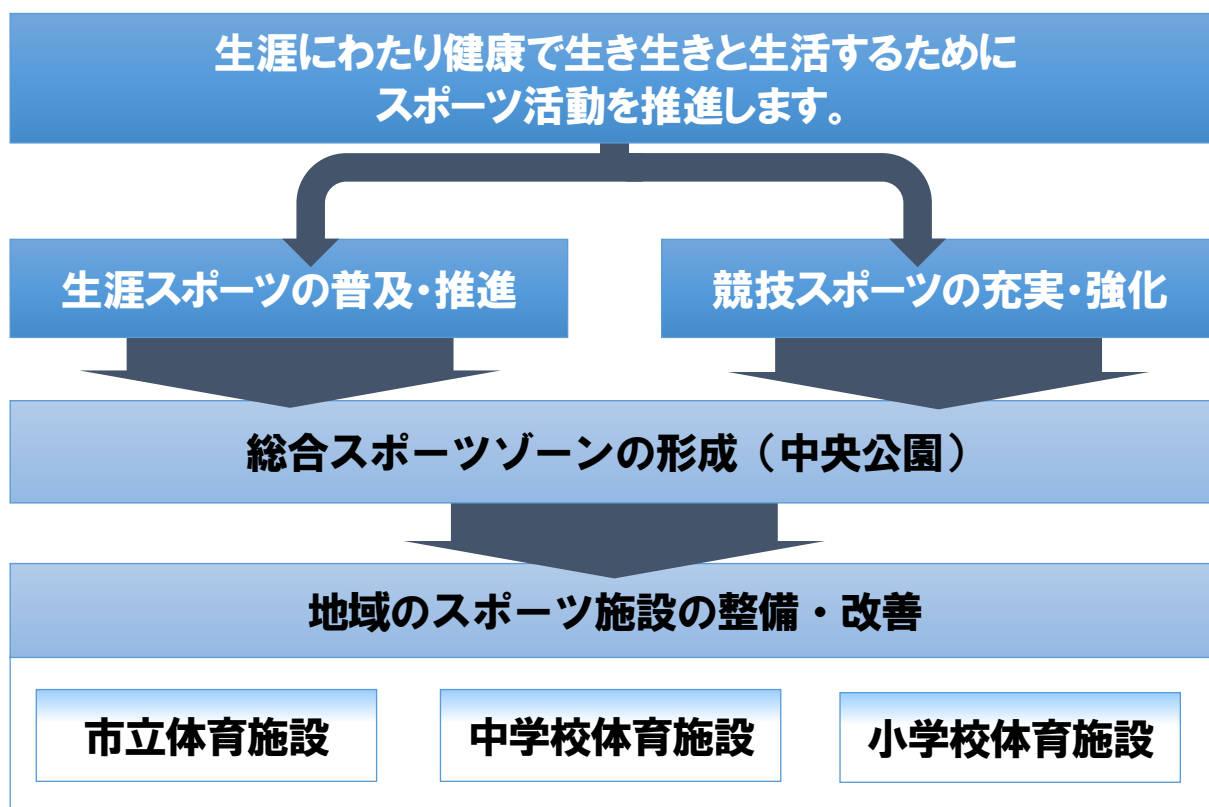


1.2.5 野々市市体育施設整備基本計画

平成 27 年 10 月に策定の体育施設整備基本計画では、本市でのスポーツ活動の普及と振興に向けて、中央公園周辺の体育施設整備の在り方、既存体育施設の修繕や改修について検討している。

(1) 基本方針

生涯スポーツの普及・推進、地域やスポーツ関係団体との連携による競技スポーツの充実・強化とバリアフリー化した市体育施設の活用を図り、誰もが楽しめるスポーツ活動を推進し、一人ひとりが健康で豊かな生活を営む活力あふれる地域社会をめざす。

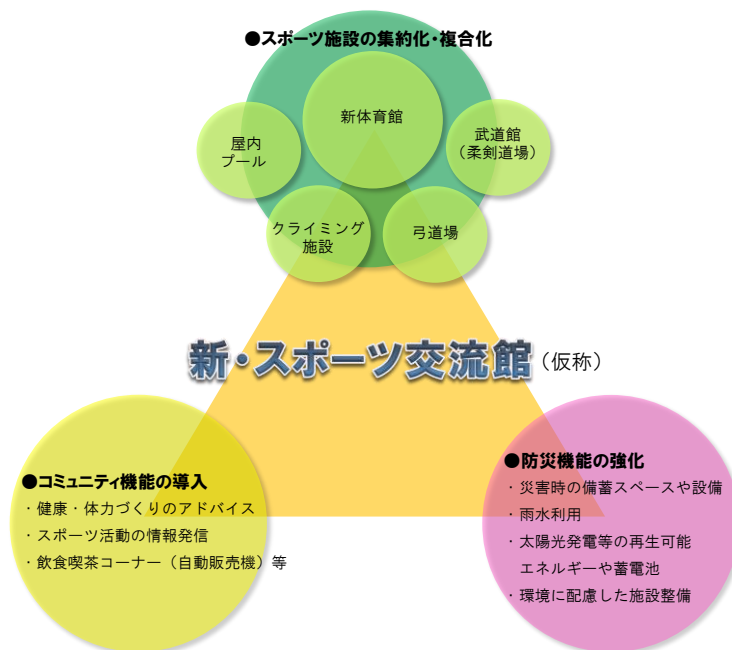


(2) 整備方針

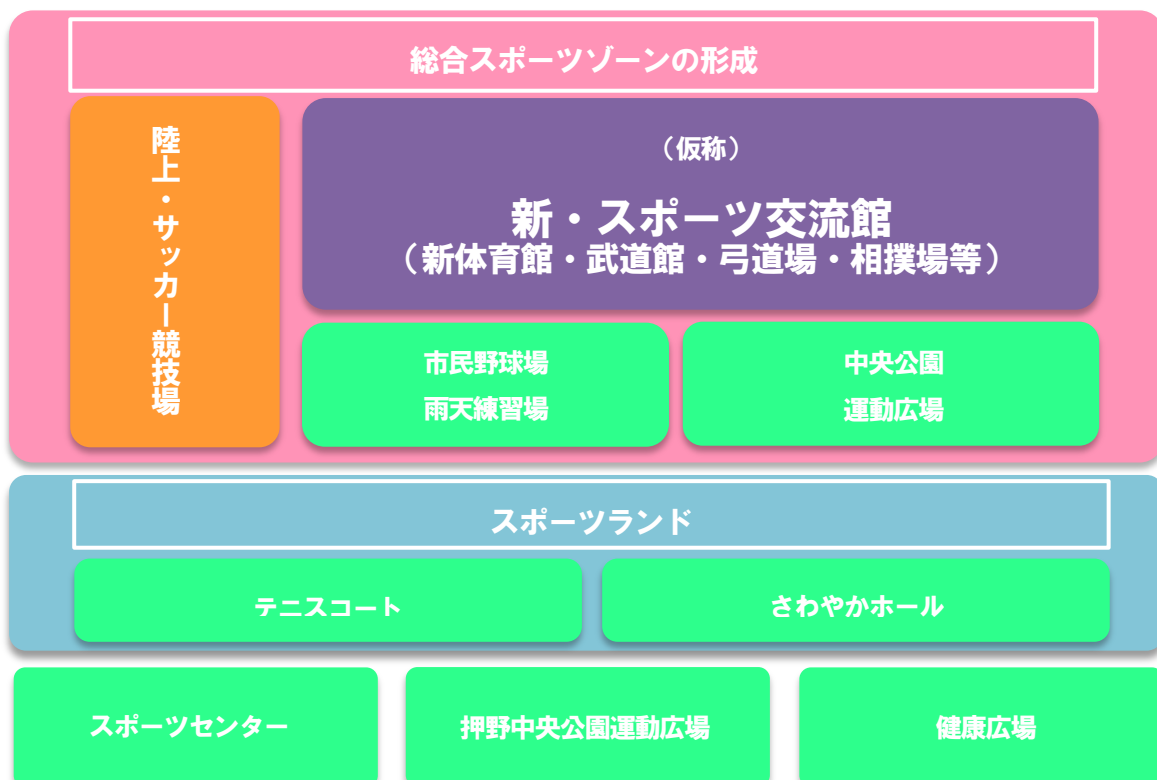
■（仮称）新・スポーツ交流館の整備

- ・子どもからお年寄りまで幅広い年齢層が、個人や家族、グループ等のレクリエーション・スポーツ活動を行う場として整備し、交流人口の創出を図る。
- ・観客席を設置し、競技大会の観戦ができる新体育館をはじめ、屋内プールや武道場（柔剣道場）、弓道場、クライミング施設等を集約化・複合化した体育施設の整備を検討する。
- ・健康・体力づくりの相談やスポーツ活動の情報発信を図るコミュニティ機能を導入する。
- ・様々な用途に対応でき、災害にも強い設備を導入し、防災拠点機能の強化を図る。
- ・本市のスポーツ活動の普及と振興を図るために、中央公園の拡張に合わせて拠点となる総合的なスポーツゾーンの形成をめざす。
- ・老朽化する体育施設の改修等を行うとともに、市内スポーツ施設の再編により集約化・複合化を図り、本市のスポーツ活動の中心的な役割を担う（仮称）新・スポーツ交流館や陸上・サッカー競技場などの新しいスポーツ施設を整備する。

(仮称) 新・スポーツ交流館のイメージ



市体育施設再編イメージ



1.2.6 その他の関連計画

計画名	内容
野々市市都市計画マスタープラン (平成 24 年 4 月改定)	地域住民の交流の場であり、災害時には避難場所にもなる公園・緑地の整備充実を推進し、緑の保全・創出を図る。 中央公園については、機能拡充により、市民のスポーツレクリエーションの場として、また、広域防災拠点の役割を担う公園として整備を推進する。
野々市市緑の基本計画 (平成 27 年 3 月策定)	中央公園の規模拡張及びつばきの郷公園の供用開始に伴い、この 2 つの公園を本市の広域防災拠点、スポーツ・レクリエーション拠点として位置づける。 中央公園については、現在の約 2 倍の規模に拡張し、スポーツ施設機能の拡充を図ると共に、防災拠点としての機能強化、ひとと自然が共生する公園、既存施設の改善・改修等を柱としたリニューアルを行う。
地域防災計画 (平成 25 年 3 月策定)	中央公園は、防災広場、予備避難所（市民体育館）、ヘリコプター場外緊急離発着場等（運動広場、野球場）に指定されている。

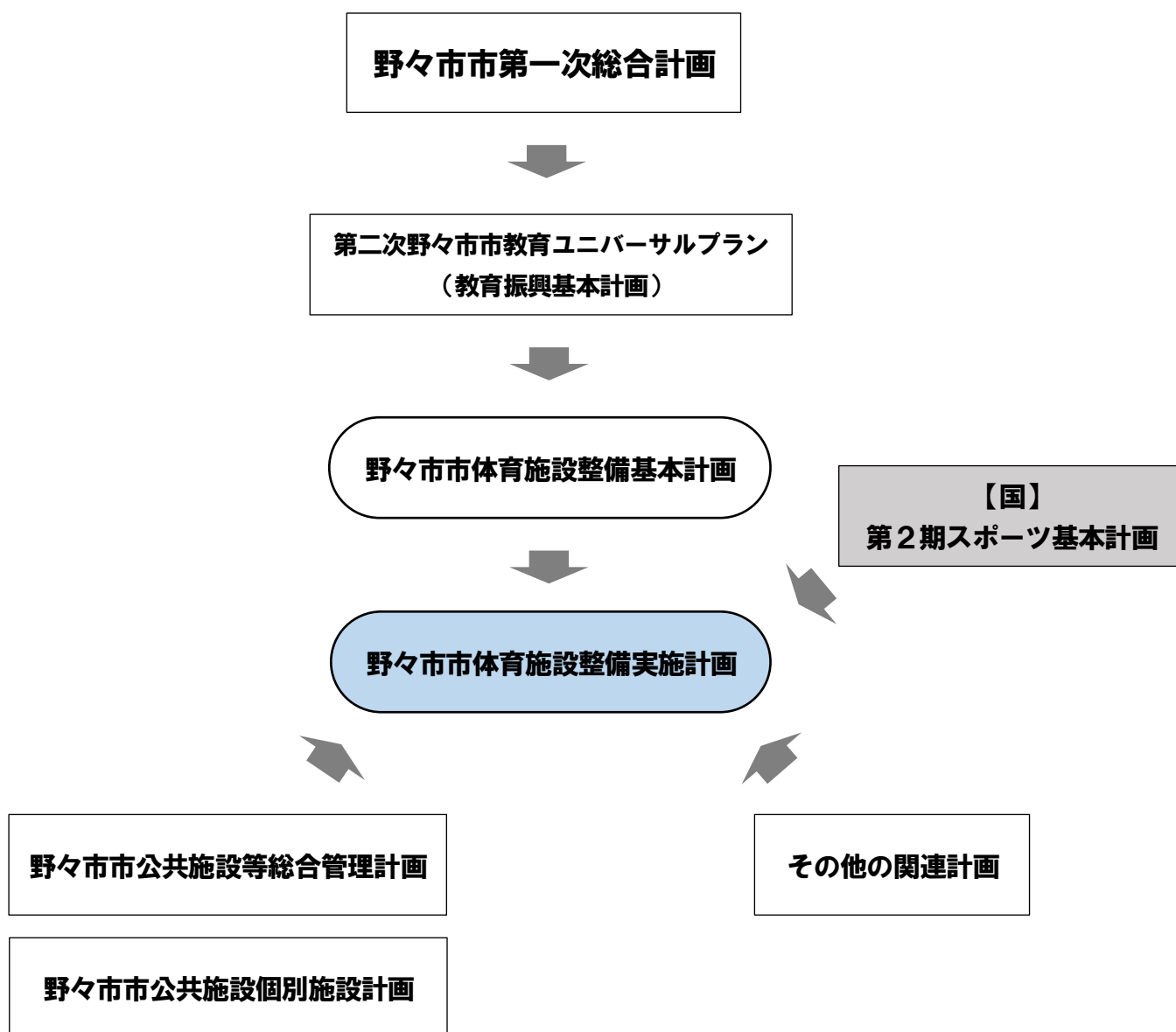
1.3 本計画の位置づけ

本計画は、「野々市市第一次総合計画」を最上位の計画とし、当該計画に基づく「第二次野々市市教育ユニバーサルプラン（教育振興基本計画）」の内容を踏まえる一方、「野々市市公共施設等総合管理計画」や「野々市市公共施設個別施設計画」における施設管理に関する基本的な考え方や取り組みの方向性を取り入れるものとする。

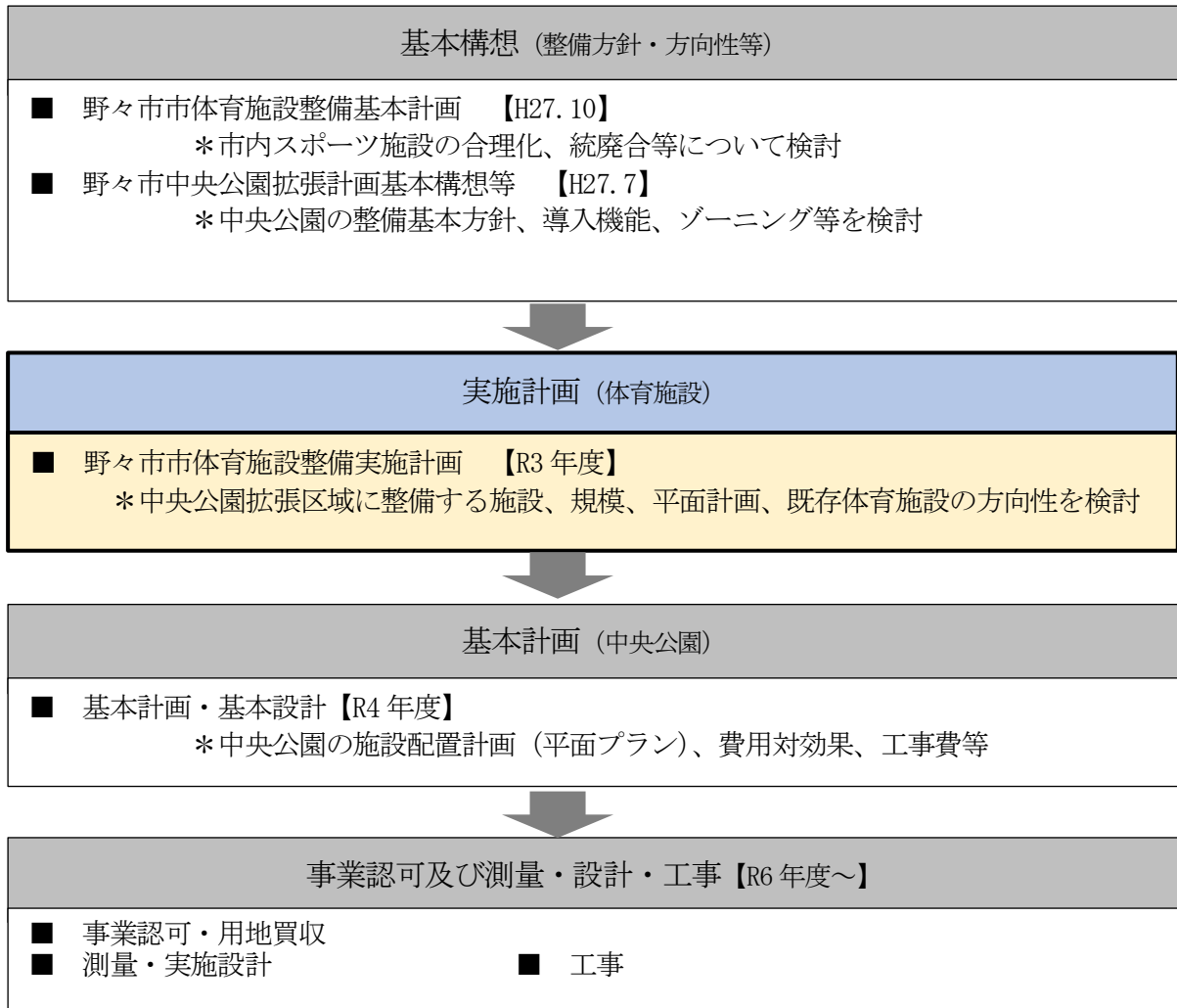
また、本計画は、平成 27 年度に策定の「野々市市体育施設整備基本計画」、「野々市中央公園拡張計画基本構想」の内容を踏まえつつ、市内体育施設の現状に応じた新たな整備方針を定めるものであり、次年度に策定予定の中央公園基本計画、そして今後の施設整備の実施設計に的確につなげるための計画である。

さらには、国は、平成 29 年 3 月に「第 2 期スポーツ基本計画」を策定しており、スポーツを「する」「みる」「ささえる」といった多様な形でスポーツ参画人口の拡大を図っていることから、市民が様々な形でスポーツと関わることができるよう、第 2 期スポーツ基本計画の考え方を取り入れ、本計画を定めるものとする。

他計画との関係



検討フロー



1.4 計画期間

本計画の期間は令和4年度から令和13年度までの10年間とし、本計画においては10年間に実施する体育施設整備の計画を示す。

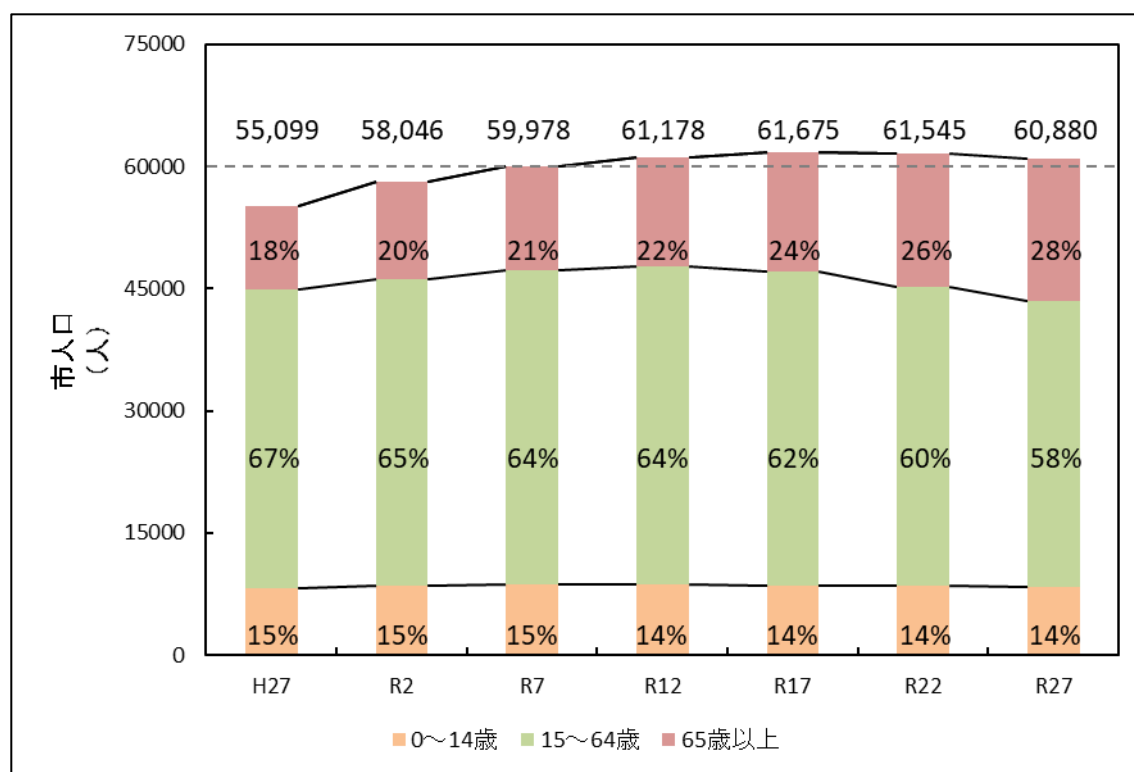
第2章 現状と課題

2.1 市内人口の推移

国立社会保障・人口問題研究所が平成30年に発表した本市の人口の現状と将来への展望について、以下の図に示す。

今後、本市の人口は緩やかに増加し、令和12年頃には6万人を突破し、令和17年頃に人口がピークを迎えると想定されている。

将来の年齢分布については、令和12年頃までは65歳以上の高齢者の割合が緩やかに増加傾向にある一方、人口がピークを迎えた令和17年以降は15～64歳の人口の減少傾向と、65歳以上の高齢者の人口の増加傾向が顕著に現れ、高齢化が想定されており、増加する人口に対応可能なスポーツ施設を整備し、スポーツを通じて、地域の活性化を図る必要がある。



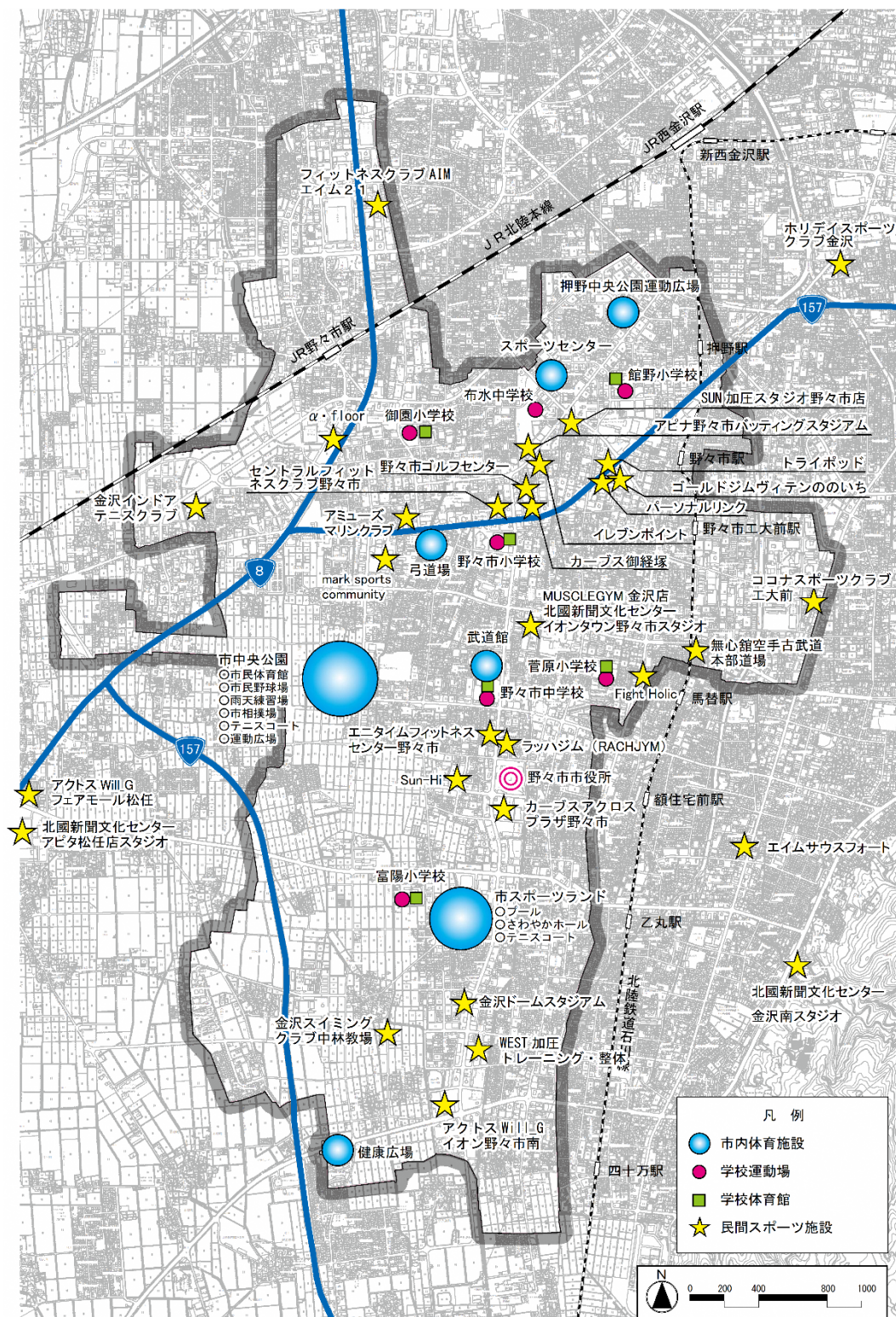
	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
総数	55,099	57,238	59,978	61,178	61,675	61,545	60,880
0～14歳	8,132	8,354	8,672	8,659	8,581	8,538	8,393
15～64歳	36,718	37,541	38,607	39,002	38,508	36,700	35,112
65歳以上	10,249	11,343	12,699	13,517	14,586	16,307	17,375

出典：「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

※ただし、令和2年の数値は「令和2年国勢調査」の人口等基本集計結果に基づき修正した。

2.2 市内のスポーツ関連施設

本市には、14 の市内体育施設をはじめ、市民にも開放された7つの小中学校の体育施設（運動場・体育館）及び31 の民間スポーツ施設が立地している（令和3年7月1日時点）。



2.3 既存施設の現状

① 市民体育館

市民体育館は市の中西部に位置し、中央公園に隣接している。

バスケットボールやバドミントンなど様々なスポーツができ、市内で最も利用者の多い体育施設となっている。

所在地	下林三丁目 97 番地	建築年度	1980 年
敷地面積	4, 433 m ²	階数	地上 2 階
建築面積	2, 345 m ²	構造※	SRC
延床面積	3, 525. 96 m ²	耐震性	旧耐震
開館時間	月曜日	13 時から 22 時まで	
	火曜日から土曜日	9 時から 22 時まで	
	日曜日・祝日	9 時から 18 時まで	
使用できない日	毎週月曜日 9 時から 13 時まで （ただし、月曜日が祝日の場合は翌日を休館とする。） 年末年始（12 月 28 日から 1 月 4 日）		
施設内容	大体育室	バスケットボール、バドミントン等 2階 ランニングコース	
	小体育室	卓球、トランポリン等	
	トレーニング室	設置器具：エアロバイク 1 台、ランニングマシン 1 台、ベンチプレスマシン 3 台、バタフライマシン 1 台、 レッグエクステンションマシン 1 台 等	
	会議室	会議等	
施設写真	 		

使用料

区分		専用使用（団体使用）		個人使用
		単位	使用料	使用料
大体育室	全面	1 時間	600 円	一般 100 円
	半面	1 時間	300 円	高校生以下 50 円
小体育室		1 時間	300 円	※未就学児は無料
トレーニング室		—		
会議室		1 時間	300 円	—

② 市民野球場

市民野球場は中央公園南東部に位置している。

市内唯一の専用球場となっており、春から秋の休日には多くの大会が実施されている。

所在地	下林三丁目 97 番地	建築年度	1986
敷地面積	14, 754 m ²	階数	地上 1 階
建築面積	—	構造※	RC
延床面積	581. 79 m ²	耐震性	新耐震
使用できる時間	月曜日から土曜日	日出から 21 時まで	
	日曜日・祝日	日出から日没まで	
使用できない日	12 月 28 日から 1 月 4 日まで		
備考	市民野球場 (軟式野球専用)	両翼 91. 5m 中堅 120m 管理棟 電光スコアボード 夜間照明施設	
施設写真			

使用料

区分		単位	使用料
専用 (団体)	一般	1 時間	700 円
		1 日	4,400 円
	高校生以下	1 時間	600 円
		1 日	3,300 円
照明	全灯	1 時間	4,400 円
	半灯	1 時間	2,200 円
電光表示板		1 回	1,100 円

③ 市民野球場雨天練習場

雨天練習場は市民野球場の東側に位置しており、投球練習のできるブルペンが2面ある。
冬季や悪天候時も利用でき、年間を通じて平日の夜間や週末には多くの利用者がいる。

所在地	下林三丁目 97 番地	建築年度	1987
敷地面積	14,754 m ²	階数	地上 1 階
建築面積	168 m ²	構造※	S
延床面積	168 m ²	耐震性	新耐震
使用できる時間	月曜日から土曜日	日出から 21 時まで	
	日曜日・祝日	日出から日没まで	
使用できない日	12 月 28 日から 1 月 4 日まで		
備考	野球、ソフトボール投球練習場 2 面		
施設写真			

使用料

区分	単位	使用料
雨天練習場	1 時間	200 円

④ 相撲場

相撲場は市民体育館の西側に隣接している。

所在地	下林三丁目 97 番地	建築年度	1988 年
敷地面積	886 m ²	階数	地上 1 階
建築面積	116 m ²	構造※	S
延床面積	116 m ²	耐震性	新耐震
使用できる時間	月曜から土曜日	日出から 21 時まで	
	日曜日・祝日	日出から日没まで	
使用できない日	12 月 28 日から 1 月 4 日まで		
施設内容	入母屋型屋根付き相撲場 1 面		
施設写真			

使用料

区分		単位	使用料
専用（団体）	一般	1 回	600 円
	高校生以下		300 円

⑤ 野々市中央公園運動広場

野々市中央公園運動広場は中央公園敷地内西側に位置している。

ソフトボールやグラウンドゴルフ、サッカーに加え、保育園の運動会や市民のレクリエーションなど、多目的に使用できるグラウンドとなっている。

所在地	下林三丁目 97 番地	建築年度	1980
敷地面積	9,123 m ²	階数	—
建築面積	—	構造※	—
延床面積	—	耐震性	—
使用できる時間	月曜日から土曜日	日出から 21 時まで	
	日曜日・祝日	日出から日没まで	
使用できない日	12 月 28 日から 1 月 4 日まで		
施設概要	運動広場	レクリエーションスポーツ 1 面 ソフトボール場 夜間照明施設	
施設写真			

使用料

区分	単位	使用料
専用（団体）	1 時間	600 円
	1 日	3,300 円
照明	1 時間	1,100 円

⑥ 野々市中央公園テニスコート

野々市中央公園テニスコートは市民体育館南側に位置している。

軟式・硬式問わず、多くの方が利用している。

所在地	下林三丁目 97 番地	建築年度	1980
敷地面積	1,600 m ²	階数	—
建築面積	—	構造※	—
延床面積	—	耐震性	—
使用できる時間	月曜日から土曜日	日出から 21 時まで	
	日曜日・祝日	日出から日没まで	
使用できない日	12 月 28 日から 1 月 4 日まで		
施設概要	テニスコート	屋外テニスコート 2 面 夜間照明施設	
施設写真			

使用料

区分		単位	使用料	
			照明不使用時	照明使用時
専用（団体）	一般	1 時間	700 円	1,300 円
	高校生以下	1 面	300 円	700 円
個人	一般	1 時間	200 円	400 円
	高校生以下		100 円	200 円

⑦ スポーツセンター

スポーツセンターは布水中学校付近に位置している。

バスケットボールやバドミントンなど様々なスポーツを楽しむことができ、大会なども開催されている。

所在地	押野二丁目 30 番地	建築年度	1991
敷地面積	5,542 m ²	階数	地上 2 階
建築面積	2,819.56 m ²	構造※	RC
延床面積	3,830.59 m ²	耐震性	新耐震
開館時間	月曜日・水曜日から土曜日	9時から 22 時まで	
	火曜日	13 時から 22 時まで	
	日曜日・祝日	9 時から 18 時まで	
使用できない日	毎週火曜日 9時から 13 時まで (ただし、火曜日が祝日にあたる日は翌日を休館とする。) 12 月 28 日から 1 月 4 日まで		
施設概要	アリーナ	バレーボール、バスケットボール等	
	サブアリーナ	卓球等	
	トレーニングルーム	エアロビクスやダンス、トレーニング器具を用いたトレーニング 設置器具:エアロバイク 1 台、レッグプレスマシン 1 台、ショルダープレスマシン 1 台	
	会議室	会議等	
施設写真			

使用料

区分		専用使用 (団体使用)		個人使用
		単位	使用料	使用料
アリーナ	全面	1 時間	600 円	一般 100 円 高校生以下 50 円 ※未就学児は無料
	半面	1 時間	300 円	
サブアリーナ		1 時間	300 円	
トレーニングルーム		1 時間	300 円	
会議室		1 時間	300 円	—

⑧ 武道館

武道館は野々市中学校正面に位置している。

野々市中学校の授業や武道の稽古が行われている。

所在地	位川 183 番地	建築年度	1978
敷地面積	1, 179 m ²	階数	地上 2 階
建築面積	696 m ²	構造※	RC
延床面積	1, 071. 86 m ²	耐震性	旧耐震（耐震補強済）
開館時間	平日	9時から 21 時 30 分まで	
	日曜日・祝日	9時から 17 時まで	
使用できない日	12 月 28 日から 1 月 4 日まで		
施設概要	柔道場 1 面 剣道場 2 面 研修室		
施設写真			

使用料

区分	単位	使用料
個人	1 回	一般 100 円 高校生以下 50 円 ※未就学児は無料
専用（団体）	1 時間	300 円

⑨ 弓道場

弓道場は国道 157 号付近の野々市市学校給食センターの西側に位置している。
市弓道協会と明倫高校弓道部が主な利用者となっている。

所在地	太平寺三丁目 128 番地	建築年度	1981
敷地面積	860 m ²	階数	地上 1 階
建築面積	162. 56 m ²	構造※	W
延床面積	162. 56 m ²	耐震性	旧耐震
使用できる時間	月曜日～土曜日まで	9時から 21 時まで	
	日曜日・祝日	9時から 17 時まで	
使用できない日	12 月 28 日から 1 月 4 日まで		
施設写真			

⑩ スポーツランド（プール）

スポーツランド（プール）は県道 189 号付近の富陽小学校付近に位置している。

屋内温水プールや幼児用プール、夏季の屋外プールなどがあり、年間を通じて多くの方が利用している。

所在地	中林五丁目 1 番地 1	建築年度	1991
敷地面積	25, 276 m ²	階数	地上 2 階
建築面積	3, 553 m ²	構造※	RC
延床面積	3, 834 m ²	耐震性	新耐震
開館時間	月曜日・ 水曜日から土曜日	10 時から 21 時まで	
	日曜日・祝日	10 時から 17 時まで	
使用できない日	毎週火曜日 (ただし、火曜日が祝日にあたる日は翌日を休館とする。) 12 月 27 日から 1 月 5 日まで		
施設写真			

使用料

区分			単位	使用料
平水時	個人	一般	1 回	200 円
		高校生以下	1 回	100 円
	専用（団体）（1 コース）		1 時間	600 円
温水時	個人	一般	1 回	400 円
		高校生以下	1 回	200 円
	専用（団体）（1 コース）		1 時間	1,700 円
研修室			1 時間	300 円

⑪ スポーツランド（さわやかホール）

スポーツランド（さわやかホール）は富陽小学校付近に位置している。

ゲートボールやソフトテニスといったスポーツのほか、保育園の運動会や町内会のレクリエーションなどでも多くの利用がある。

所在地	中林五丁目 1 番地 1	建築年度	1992
敷地面積	25, 276 m ²	階数	地上 1 階
建築面積	1, 099 m ²	構造※	S
延床面積	1, 061. 19 m ²	耐震性	新耐震
開館時間	月曜日から土曜日	9 時から 21 時まで	
	日曜日・祝日	9 時から 17 時まで	
使用できない日	12 月 28 日から 1 月 4 日まで		
施設写真			

使用料

区分	専用使用（団体使用）	
	単位	使用料
全面	1 時間	600 円
半面	1 時間	300 円

⑫ スポーツランド（テニスコート・クラブハウス）

スポーツランド（テニスコート・クラブハウス）は富陽小学校付近に位置している。
軟式・硬式問わず多くの方が利用している。

所在地	中林五丁目 1 番地 1	建築年度	1997
敷地面積	25, 276 m ²	階数	地上 1 階
建築面積	2, 965 m ²	構造※	W
延床面積	2, 965 m ²	耐震性	新耐震
開館時間	月曜日から土曜日	日出から 21 時	
	日曜日・祝日	日出から日没まで	
使用できない日	12 月 28 日から 1 月 4 日まで		
施設概要	屋外テニスコート 4 面 夜間照明施設		
施設写真			

使用料

区分		単位	使用料	
			照明不使用時	照明使用時
専用（団体）	一般	1 時間	700 円	1,300 円
	高校生以下	1 面	300 円	700 円
個人	一般	1 時間	200 円	400 円
	高校生以下	1 面	100 円	200 円

⑬ 押野中央公園運動広場

押野中央公園運動広場は県道西金沢停車場線沿いの押野中央公園敷地内に位置している。

グラウンドゴルフやサッカーといったスポーツのほか、子ども会のラジオ体操や消防団の活動にも利用されている。

所在地	押野一丁目 339 番地	建築年度	1986
敷地面積	5,860 m ²	階数	—
建築面積	—	構造※	—
延床面積	—	耐震性	—
使用できる時間	日出から日没まで		
使用できない日	12 月 28 日から 1 月 4 日まで		
施設概要	ソフトボール場・レクリエーションスポーツ 1 面		
施設写真			

使用料

区分	単位	使用料
専用（団体）	1 時間	600 円
	1 日	3,300 円

⑭ 健康広場

健康広場は市南部山側環状沿いに位置している。

ソフトボールや子どものサッカーを中心に多くの団体が利用している。

所在地	上林一丁目 180 番地	建築年度	1987 年
敷地面積	16,713 m ²	階数	地上 1 階
建築面積	43.60 m ²	構造※	S
延床面積	43.60 m ²	耐震性	新耐震
使用できる時間	日出から日没まで		
使用できない日	12 月 28 日から 1 月 4 日まで		
施設概要	ソフトボール場・レクリエーションスポーツ 2 面、サッカー 1 面、管理棟		
施設写真			

使用料

区分		単位	使用料
専用（団体）	全面	1 時間	1,100 円
		1 日	6,600 円
	半面	1 時間	600 円
		1 日	3,300 円

【参考】

※SRC:鉄筋鉄骨コンクリート造 RC:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造 W:木造

※個別施設計画における目標耐用年数

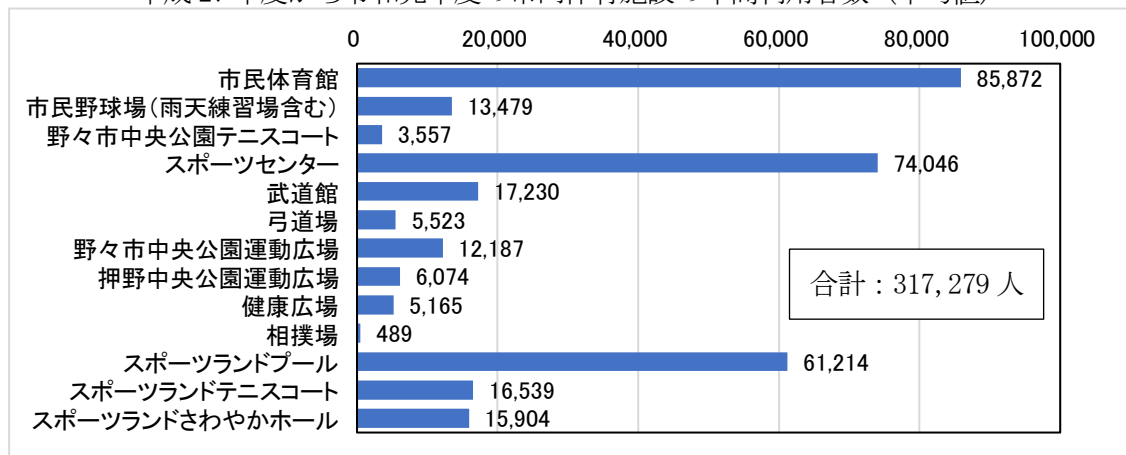
SRC:80 年 RC:80 年 S:60 年 W:60 年

2.4 施設の利用者数

平成 27 年度から令和元年度の市内体育施設の年間利用者数を平均すると約 32 万人となり、特に市民体育館、スポーツセンター、スポーツランドプールの利用が多い。

また、平成 25 年度と令和元年度の利用者数を比較すると、多くの施設で利用者が増加しており、体育施設の需要は高まっていると考えられる。

平成 27 年度から令和元年度の市内体育施設の年間利用者数（平均値）



平成 25 年度と令和元年度の市内体育施設の年間利用者数の比較

施設名	利用者数	
	平成 25 年度	令和元年度
市民体育館	75,649	80,773
市民野球場	13,046	11,810
市民野球場 雨天練習場	1,769	1,826
相撲場	357	463
野々市中央公園運動広場	12,622	11,420
野々市中央公園 テニスコート	2,053	3,466
スポーツセンター	73,962	72,720
武道館	8,855	14,413
弓道場	5,895	3,806
スポーツランド （プール）	51,783	62,919
スポーツランド （さわやかホール）	16,540	14,444
スポーツランド （テニスコート・ クラブハウス）	14,261	18,332
押野中央公園運動広場	5,289	6,278
健康広場	4,687	5,690

2.5 施設が直面する課題

既存体育施設の中には、次のとおり、施設の機能面や利用者数の面で課題を抱える施設が存在する。

（市民体育館）

課題

- 休日には利用者が殺到し、全ての利用者を受け入れることが困難となっている。
- 観客席が少なく、大会等の開催に不向きな施設となっている。
- 耐震性能が旧耐震基準となっている。

（相撲場）

課題

- 利用者数、稼働率ともに非常に低い。
- 今後の利用の見込みがほとんどない。

【参考：令和元年度利用件数：2 件 利用者数：463 人】

（野々市中央公園テニスコート）

課題

- 年間 3,000 人から 4,000 人の利用者があり、平成 25 年度と比較すると大きく利用者が増加しており、全ての利用希望者を受け入れることが困難となっている。
- 市全体としてテニスコート数が少ない。

【参考：平成 25 年度利用者数：2,053 人 令和元年度利用者数：3,466 人】

（押野中央公園運動広場）

課題

- グラウンドが狭く、各種スポーツの実施に不向きである。

第3章 既存施設の整備

3.1 既存施設の整備方針

既存体育施設については、建築から30～40年を経過したものが多くなっているが、公共施設個別施設計画において、建物の構造に応じて60～80年の長期的な使用をめざすこととしていることから、原則として修繕や大規模改修を施しながら継続した使用を図る。

ただし、前述のとおり、施設の機能面や利用者数の面で課題を抱える施設も存在することから、次のとおり整備方針を定める。

3.2 機能を維持する既存施設

次の10施設については利用者数や施設の稼働率から、利用者のニーズに合った整備・運用ができていと考えられることから、公共施設個別施設計画に定めた施設の改修等を行いながら、現在の場所で継続した運用を図る。

市民野球場	
機能を維持する理由： 経年により管理棟やバックネットなど部分的な劣化が見られるが、これに対応した改修を行い、長期的な使用をめざす。また、市内唯一の野球場で且つ、令和3年度の3月～11月の土日祝日は約90%の稼働日数と高いニーズがあるため、機能の維持に努める。 【参考：令和元年度3月～11月（土日祝）稼働日数：81日/92日】	

市民野球場雨天練習場	
機能を維持する理由： 経年により外壁などの部分的な劣化が見られるが、これに対応した改修を行い、長期的な使用をめざす。また、平日の夜間や冬季期間、悪天候時に利用が多く、平日は年間を通じて約75%の稼働日数と高いニーズがあるため、機能の維持に努める。 【参考：令和元年度平日稼働日数：180日/240日 土日祝稼働日数：61日/118日】	

野々市中央公園運動広場	
機能を維持する理由： 日中はグラウンドゴルフ、夜間はソフトボールでの利用が多く、令和元年度の3月～11月は約80%の稼働日数と高いニーズがある。グラウンドやナイター照明の改修を行いながら、各競技がより快適に実施できるよう、競技環境の向上に努める。 【参考：令和元年度3月～11月稼働日数：213日/275日】	

スポーツセンター	
機能を維持する理由： バスケットボールやバドミントンなど様々なスポーツを行うことができ、市内体育施設の中で市民体育館に次いで利用者が多い施設となっている。休日にはすべての利用者を受け入れられないこともあり、体育館の機能拡張が必要であるが、中央公園拡張区域にアリーナを整備することとし、本施設は機能の維持に努める。	

武道館	
機能を維持する理由： 耐震性能は旧基準であったが、平成 25 年度に耐震補強工事を実施済みである。平日の日中は野々市中学校の授業や部活動、夜間や休日は一般の個人や団体に利用されており、高いニーズがあるため、機能の維持に努める。	
弓道場	
機能を維持する理由： 市弓道協会と野々市明倫高校弓道部にほぼ毎日利用されており、高いニーズがある。また、耐震性能は旧耐震基準であるが、今後、耐震診断の結果を基に耐震工事を含めた大規模改修を行うこととし、機能の維持に努める。	
スポーツランド（プール）	
機能を維持する理由： 市内体育施設の中で市民体育館、スポーツセンターに次いで多くの利用者に利用されている。屋内の温水プールや、幼児用プールに加え、夏季の屋外プールなど設備が充実した施設であり、高いニーズがあることから、設備のメンテナンスを図るなどして機能の維持に努める。	
スポーツランド（さわやかホール）	
機能を維持する理由： 屋内の土質運動場として、ゲートボールやソフトテニスなどの競技スポーツから保育園の運動会や町内会のレクリエーションまで様々な利用があり、一定のニーズがあるため、機能の維持に努める。	
スポーツランド（テニスコート・クラブハウス）	
機能を維持する理由： 砂入り人工芝のテニスコートが4面あるものの、平成 25 年度と比較して、令和元年度の年間利用者数は4,000人以上増加しており、高いニーズがある。特に休日は利用者が多く、全ての利用希望者を受け入れられないこともあり、テニスコートの機能拡張が必要だが、中央公園にテニスコートを増設することとし、本施設は機能の維持に努める。 【参考：平成 25 年度利用者数：14,261 人 令和元年度利用者数：18,332 人】	
健康広場	
機能を維持する理由： ソフトボールや子どものサッカーを中心に多くの団体が利用しており、令和元年度の3月～11月の土日祝日については約80%の稼働日数であり、高いニーズがある。また、冬季には排雪場として利用することもあり、この影響で排水機能の劣化が一部で見られるため、グラウンドの排水性の改修工事などを行い、機能の維持に努める。 【参考：令和元年度3月～11月土日祝稼働日数：73日/92日】	

3.3 機能の更新等を検討する既存施設

次の4施設については、機能面や利用者数の面で課題を抱えているため、機能の更新や今後の在り方を検討する施設とする。

市民体育館	検討内容： 国の第2期スポーツ基本計画では「する・みる・ささえる」の観点から、スポーツ参画人口の拡大に取り組むこととしているが、現在市内には多数の観客を収容してスポーツ大会等を実施することができるアリーナがないことから、みるスポーツのための観客席を備えた屋内アリーナの設置を検討する。
相撲場	検討内容： 利用がほとんどないため、関係団体と協議の上、今後の在り方を検討する。 【参考：令和元年度利用件数：2件 利用者数：463人】
野々市中央公園テニスコート	検討内容： 市全体としてテニスコートが不足しているため、中央公園拡張区域を含めた公園内にテニスコートの新設・増設を検討する。
押野中央公園運動広場	検討内容： 各種スポーツを行うための競技場として狭いことから、公園への用途変更など、今後の在り方を検討する。

3.4 既存施設改修スケジュール

既存の体育施設については、次のスケジュールに沿って改修を行う。

施設名	改修時期・改修内容		
	令和4～7年度	令和8～10年度	令和11～13年度
市民体育館	空調設備工事 耐震補強工事		
市民野球場	管理棟シール充填工事 バックネット支柱ケレン塗装工事 バックネット改修工事 管理棟改修工事 スコアボード更新工事	照明改修工事	グラウンド整備工事
市民野球場 雨天練習場	屋根等修繕工事		
相撲場			
野々市中央公園運動広場	照明改修工事		グラウンド整備工事
野々市中央公園 テニスコート			
スポーツセンター	空調設備工事 屋根防水工事		
弓道場		耐震補強工事 大規模改修工事	
スポーツランド (プール)	25mプール用ろ過機ろ材交換工事 吊り天井撤去工事 トップライト改修工事 照明改修工事	大規模改修工事 (外壁・内装建具・トイレ・屋外プール遊具・プールコースライン補修・流水プール渡橋改修)	
スポーツランド (さわやかホール)	照明改修工事		大規模改修工事
スポーツランド (テニスコート) (クラブハウス)	照明改修工事	砂入り人工芝張替工事	クラブハウス改修工事
押野中央公園運動広場			
健康広場	グラウンド整備工事		

※社会情勢や財政状況等により、改修時期の見直しを図る場合がある。

3.5 既存施設の修繕・改修における補助制度

既存体育施設の修繕・改修においては、次の補助及び起債借入制度を活用する。

制度名	対象	配分基礎額	交付割合等	想定される施設
学校施設環境改善交付金	社会体育施設の耐震化に要する費用 一般の利用に供するための地域水泳プール、地域屋外スポーツセンター、地域武道センターの改築に要する費用	構造体の耐震費用 建築非構造部材の耐震対策等に要する費用 改築費用	1 / 3	市民体育館 弓道場 スポーツランドプール 武道館 スポーツセンター
社会資本整備総合交付金	都市公園法施行令第31条に定める公園施設	施設整備に要する費用	1 / 2	中央公園運動広場 市民野球場 相撲場
スポーツ振興くじ助成金	競技施設の新設、改修または改造事業のうち、1件あたりの費用の合計額が1,000万円以上のもの	施設整備に要する費用	2 / 3	全施設
緊急防災・減災事業債	大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設整備	施設整備に要する費用	事業費の100%借入可能（元利償還金の70%を地方交付税措置）	市民体育館 スポーツセンター
公共施設等適正管理推進事業債	施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業	施設整備に要する費用	事業費の90%借入可能（財政力に応じて元利償還金の30%～50%を地方交付税措置）	スポーツセンター

3.6 既存施設整備の概算工事費

本市の既存体育施設に必要な修繕や改修工事について、令和4年度から令和13年度の10年間に予定する工事費は約18億円となる。

施設名	工事名	面積 (㎡)	事業費 (百万円)	想定される 補助及び 起債借入制度	補助金及び 借入想定額 (百万円)
市民体育館	耐震・改修工事实施設計	3,525	40	緊急防災・減災事業債	28
	空調設備工事		140	〃	98
	耐震補強工事		250	〃	175
市民野球場	修繕・改修工事实施設計	14,754	50	〃	25
	バックネット改修工事		12	〃	6
	管理棟修繕・改修工事		41	〃	20.5
	スコアボード更新工事		61	〃	30.5
	照明改修工事		284	〃	142
	グラウンド整備工事		160	〃	80
市民野球場 (雨天練習場)	修繕工事实施設計	168	1	〃	0.5
	屋根等修繕工事		6	〃	3
野々市中央公園 運動広場	整備・改修工事实施設計	9,123	5	〃	2.5
	グラウンド整備工事		27	〃	13.5
	照明改修工事		29	〃	14.5
スポーツセンター	改修工事实施設計	3,830	15	緊急防災・減災事業債	11
	空調設備工事		140	〃	98
	屋根防水工事		38	公共施設等適正管理事業債	11
弓道場	耐震・改修工事实施設計	163	3	学校施設環境改善交付金	1
	耐震・改修工事		15	〃	5
スポーツランド (プール)	大規模改修工事实施設計	3,834	34	〃	11
	ろ過機ろ材交換工事		3	〃	1
	大規模改修工事		342	〃	114
スポーツランド (さわやかホール)	修繕・改修工事設計・管理業務	1,061	4	スポーツ振興くじ助成金	20
	照明改修工事		6	〃	
	大規模改修工事		32	〃	
	クラブハウス外壁改修工事		3	—	

スポーツランド (テニスコート) (クラブハウス)	改修工事実施設計	2,965	10	〃	20 —
	テニスコート照明改修工事		13	〃	
	テニスコート砂入人工芝張替		80	〃	
	クラブハウス外壁改修工事		3	—	
健康広場	改修工事実施設計	16,713	2	スポーツ振興 くじ助成金	15
	グラウンド整備工事		17	〃	
合計費用		—	1,863	—	946

4.1 新体育施設の整備場所

4.2 新体育施設の整備コンセプト

中央公園に隣接する区域で進行中の「野々市市西部中央土地地区画整理事業」と一体となった活用を図るため、中央公園拡張区域に整備する新たな体育施設は「健康・交流・防災」のテーマに沿った施設とする。

また、健康・交流・防災の視点から施設を整備することで、市民が安心して集うことのできる場所として、より有効な活用が可能になると考えられ、各テーマについての整備コンセプトを次のとおり定める。

① 健康 年齢や障害の有無を問わず、誰もがスポーツに親しみ、心と体の健康づくりに資する施設

② 交流 スポーツをはじめとした交流人口の拡大を通じた地域の活性化に資する施設

③ 防災 安全・安心なまちづくりに資する施設

また、施設の整備にあたっては次の事項にも留意する。

- ・中央公園内の動線に合った体育施設の配置を行う。
- ・市内の民間スポーツ施設となるべく競合しない体育施設とする。
- ・施設の相互利用について、近隣の自治体と協議を進める。
- ・SDGs（持続可能な開発目標）に配慮した施設整備を行う。



健康

【方針】

家族ぐるみやグループ・団体等の市民の多様なスポーツ・レクリエーション活動に対応した実施整備により、生涯スポーツライフの充実を図る。

【キーワード】

屋外多目的グラウンド、屋内スポーツ施設、バリアフリー園路、ウォーキング・ランニングコース、健康遊具等



3.4



6.2
6.6



市民が安心して集うことのできる場所

交流

【方針】

市街化が進行する中で、多様な生物が生息する自然環境の保全や市民の憩いと賑わいの交流空間の創出を図る。

【キーワード】

せせらぎ、遊歩道、並木、花畑、休憩スペース、屋内大型遊具、インクルーシブ体育※、フリースペース、パブリックビューイング等



8.9



11.2 11.7



12.b



15.1

※：障がいのある人も健常者もともに楽しく事のできる環境づくり

防災

【方針】

地震、火災、洪水等の災害から市民の生命、身体を保護する防災拠点の充実を図る。

【キーワード】

避難場所、避難所、備蓄倉庫、ヘリポート、仮設住宅、自家発電・備蓄施設、情報通信施設、バリアフリー、屋内救護・救援スペース・ユニバーサルデザイン等



6.2 6.6



7.2



9.1



11.7



13.1



17.17



第5章 新体育施設の施設構成と機能

既存の体育施設の状況も鑑み、拡張区域を含めた中央公園には、次のとおり、現在本市に備えていない機能を中心とした施設の整備を図る。

【整備する機能】

(屋内アリーナ)

国の第2期スポーツ基本計画では「する・みる・ささえる」の観点から、スポーツ参画人口の拡大に取り組むこととしており、本市にはプロスポーツの試合や大規模な大会等を開催可能な「みるスポーツ」のための屋内施設がないことから、大会やイベントに活用可能な機能を整備する。

また、スポーツチームの合宿等も実施可能な施設とする。

① メインアリーナ

- ・プロスポーツの試合を含めた各種大会、合宿等が実施可能な施設とする。
- ・バスケットボール3面、バレーボール3面、バドミントン12面程度の使用が可能なスペースとして、面積は約2,100㎡とする。
- ・プロスポーツの試合や大会を多くの人に見てもらえるよう、多くの観客席を設置する。席数は固定式と可動式を合わせ、2,800席程度とする。
- ・観客席のほか、2階には陸上競技の練習も可能なランニングコースを設置する。
- ・スポーツ以外の用途にも利用可能な施設とするため、床面の強度を高くするとともに、イベントの内容に応じて外部から直接物品の搬入が可能な搬入口を設ける。

② サブアリーナ

- ・市民のスポーツ活動の拠点としてはもちろん、サブアリーナ単体でも大会の開催が可能な施設とする。
- ・バスケットボール2面、バレーボール2面、バドミントン8面程度の使用が可能なスペースとして、面積は約1,500㎡とする。
- ・メインアリーナと同様の床面とする。

③ トレーニングルーム

- ・市民の健康増進のため、様々なトレーニングが可能な施設とする。また、高齢者でも気軽に取り組むことのできるトレーニング器具等も設置する。

④ スタジオ

- ・卓球や軽体操、スポーツ教室等にも使用可能な施設とする。

⑤ 選手控室

- ・プロスポーツの試合や大会に出場する選手の控室として使用可能な施設とする。

⑥ 情報分析室

- ・大会や練習の際に、映像を見ながらミーティング等を行うための施設とする。

⑦ 会議室

- ・大会やイベントの際には控室等としても使用可能な施設とする。

⑧ 審判室・役員室

- ・プロスポーツの試合や大会の開催時に審判や役員の控室として使用可能な施設とする。

⑨ 更衣室

- ・利用者のための更衣室はシャワー室を併設した施設とする。

⑩ 医務室・キッズスペース・授乳室

- ・負傷者等の応急処置や休息のため、医務室を設置する。
- ・小さな子ども連れの方も施設を利用しやすいよう、キッズスペースや授乳室を設置する。

⑪ 飲食スペース

- ・利用者が飲食をしたり、休憩するための施設とする。

⑫ 事務室

- ・利用者の受付業務等のため、エントランス付近に設置する。

⑬ 駐車場

- ・メインアリーナには2,800席の観客席を設けることから、大規模なイベント時には大量の駐車スペースが必要になると考えられる。中央公園の限られたスペースを有効に活用するため、アリーナに接続した立体駐車場を整備し、より多くの駐車台数を確保する。
- ・イベント時は中央公園内の駐車場が満車となる場合も考えられるため、JR野々市駅や野々市市役所との輸送体制の構築を検討する。
- ・イベント準備における機材等の搬入出を想定し、立体駐車場の2階から直接機材を搬入可能なスペースを設置する。

⑭ 防災機能

- ・災害時には避難所としても利用できるよう、電力供給が途絶えた場合にも、一定期間は施設利用が可能な機能の設置を検討する。

⑮ その他

- ・飲食物等の販売を行うスペースの設置を検討する。

(屋外スポーツゾーン)

本市には陸上競技場とサッカー場がないことから、屋外スポーツゾーンにはこれらの施設を整備する。

ただし、近隣に日本陸上競技連盟公認の陸上競技場があることから、公認の取得を想定した整備は行わない。

① 陸上競技場

- ・400m、8レーンで全天候型トラックを備えた施設とする。
- ・幅跳びが可能な走路と砂場を整備する。

② サッカー場

- ・陸上トラックの内側に人工芝のサッカーコートを整備する。
- ・大人用コートとしては1面、子ども用コートとしては2面分のスペースを確保する。

③ 管理棟・観客席

- ・事務室、更衣室、トイレ、倉庫等を備えた管理棟を設置し、2階部分を観客席とする。
- ・管理棟の屋根部分を活用し、雨天時にも走行可能な走路を整備する。
- ・管理棟には防災用倉庫を整備し、災害時の活用を図る。

(テニスコート)

テニスコートは非常に多くの利用があり、すべての利用希望者の受入れができていないことや、コート数が少なく、大会等の開催が難しい現状となっていることから、中央公園内に4面以上の新たなテニスコートを整備する。

(多目的コート)

中央公園内に新たなテニスコートを整備するため、現在のテニスコートについては、床面を人工芝に変更し、フットサル等の各種スポーツや、公園利用者の休憩スペース等としても利用可能な多目的施設とする。また、屋根を設置し、雨天時でも利用可能な施設として整備する。

(炊出スペース・バーベキュースペース)

- ・イベント時や災害時には炊出スペースとして使用可能な炊事スペースを設置する。
- ・「交流」面での活用として、平時はバーベキュースペースとして使用可能な施設とする。

(市民体育館)

新たに整備する屋内アリーナが現在の市民体育館の機能を有することから、市民体育館については耐震補強工事、大規模改修工事を施した上で、屋内アリーナの完成後には、子どもが遊んだり、運動能力を養うことのできる施設としての用途変更を検討する。

第6章 新体育施設の整備計画

6.1 野々市中央公園における体育施設の配置

拡張区域を含めた中央公園に整備する体育施設の全体配置イメージを下図に示す。

既存区域にはテニスコートのほか、フットサル等の多目的な活動が可能な屋根付きの施設を整備するとともに、市民体育館は現在の場所で耐震化の上、主に子どもを対象とした運動能力を養うための施設への転用を検討する。

また、拡張区域については、北部に屋内アリーナ、中央部に陸上競技場、サッカー場、災害時には炊出スペースとしても使用可能なバーベキュースペースを配置するとともに、各施設の周囲には駐車場を配置し、利用者の利便性の向上に努める。



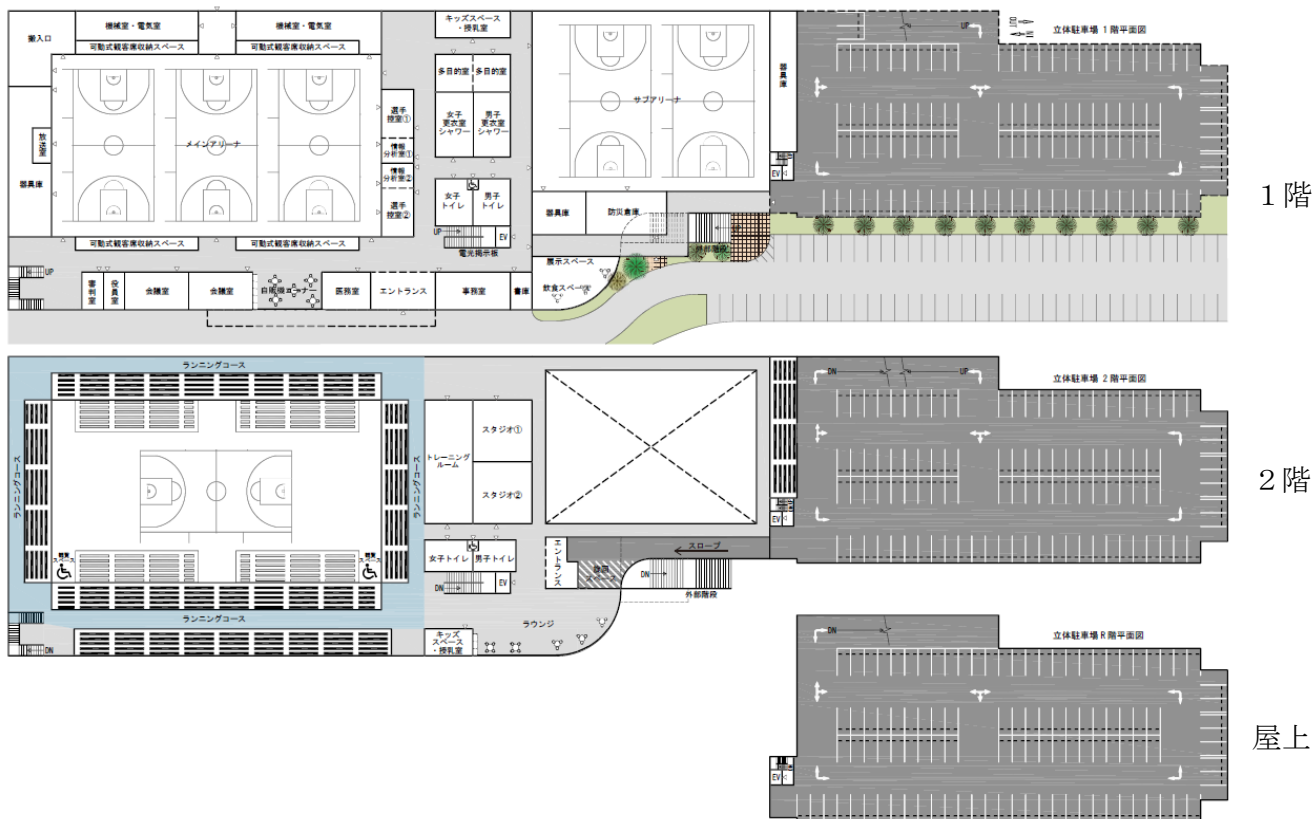
6.2 体育施設のレイアウト

中央公園拡張区域に整備する屋内アリーナ、陸上競技場のレイアウトについては、次のとおりとする。

(屋内アリーナ)

屋内アリーナには約 2,100 m²のメインアリーナと約 1,500 m²のサブアリーナを設け、1階・2階ともに立体駐車場から直接屋内アリーナに出入りが可能な配置とする。

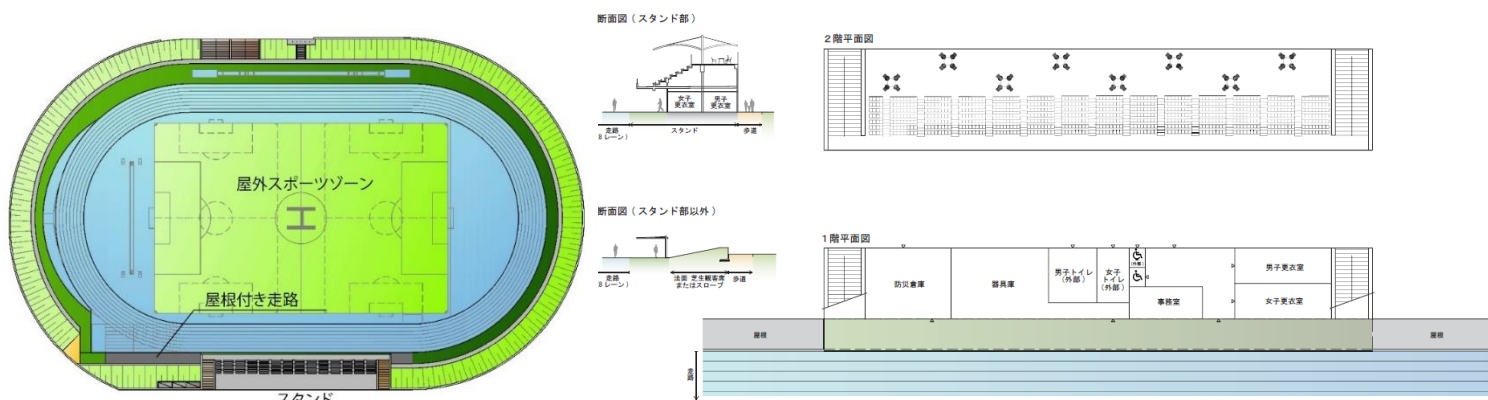
これにより、雨天時にも利用者が雨に濡れずに入館することができるほか、大会やイベント開催時には1階を関係者専用スペース、2階を観客専用スペースとして使用することができる。



(陸上競技場)

陸上競技場は 400m・8レーンの全天候型トラックとし、幅跳びが可能な走路と砂場を設け、内側には人工芝のサッカーコートを整備する。

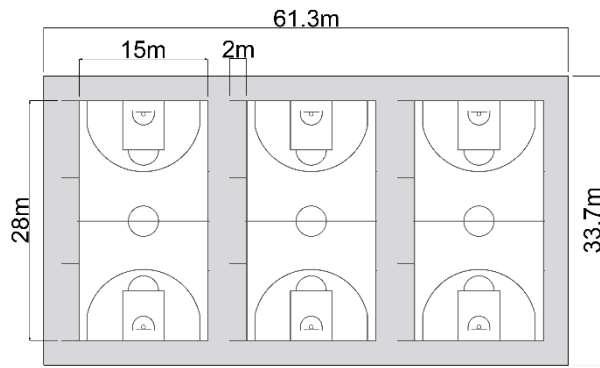
また、事務室やトイレ、倉庫等を備えた管理棟を設け、2階部分を観客席とするほか、管理棟の屋根を活用して雨天時にも走行可能な走路を整備する。



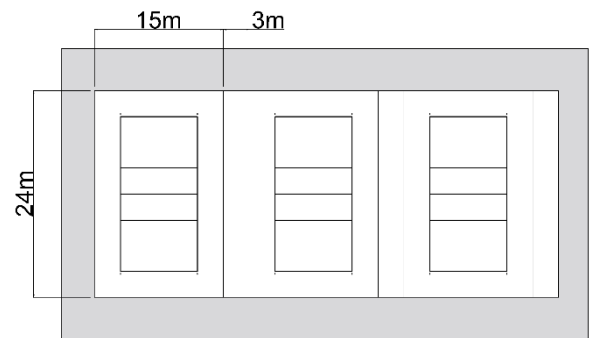
【コートレイアウト】

屋内アリーナのメインアリーナ、サブアリーナ及び屋外スポーツゾーンのサッカーコートのレイアウトは下図のとおりとする。

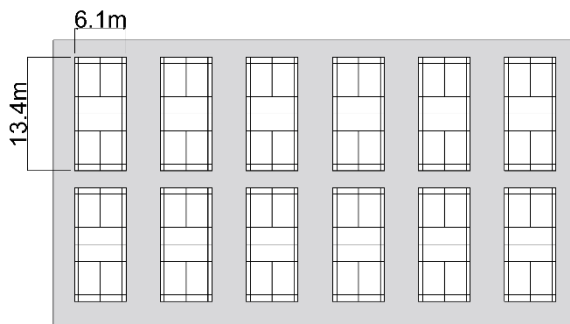
[メインアリーナ]



バスケットボールコート 3 面

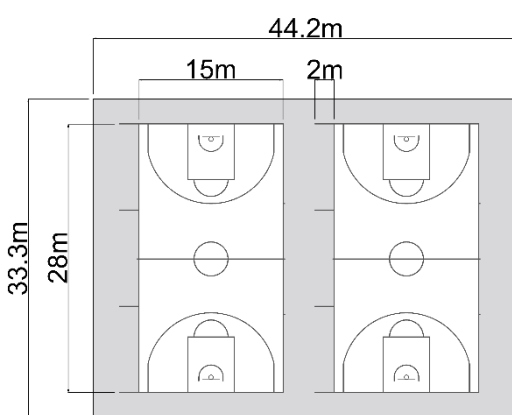


バレーボールコート 3 面

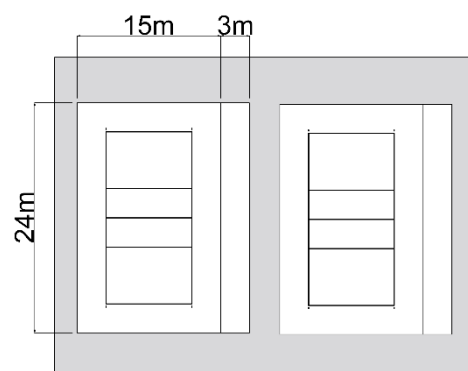


バドミントンコート 12 面

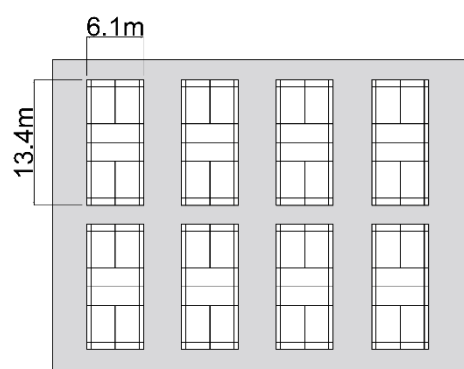
[サブアリーナ]



バスケットボールコート 2 面

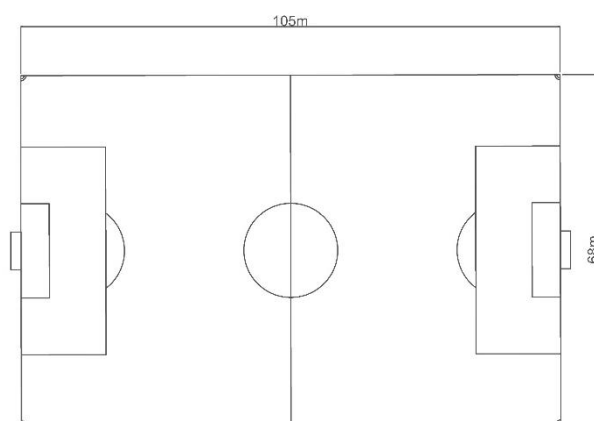


バレーボールコート 2 面

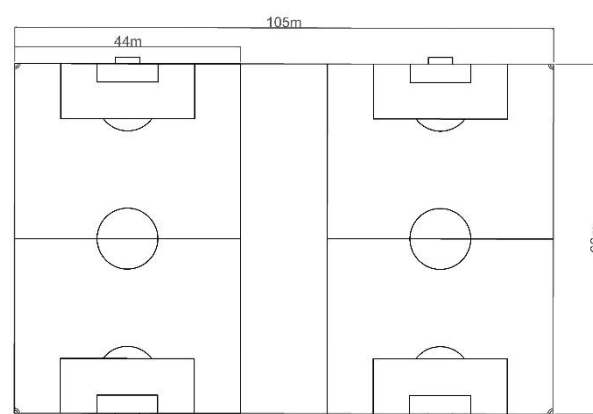


バドミントンコート 8 面

[サッカーコート]



サッカーコート 1 面 (FIFA 推奨サイズ)



少年サッカーコート 2 面

6.3 施設整備において配慮すべき事項

年齢や障害の有無に関わらず、生涯にわたってスポーツを嗜み、体験することのできる環境を構築するとともに、防災面や地球環境についても考慮し、次の項目に配慮して新たな体育施設の整備に取り組むものとする。

(1) スポーツ環境への配慮

照明については、各種競技に必要な照度を確保するとともに、競技に影響が出ないように、設置位置等に配慮する。また、アリーナは全館に空調設備（冷暖房設備）と換気設備を設置し、部屋別の稼働や温度調整が可能な設備とする。

(2) 障害者スポーツへの配慮

アリーナにおいては段差の解消やエレベーターの設置、屋外施設においても段差の解消等、誰もが使いやすいユニバーサルデザインによる整備を行い、高齢者や障害者にも十分に配慮した施設とする。

(3) 防災への配慮

市地域防災計画において、中央公園は防災拠点として位置づけられており、これまで以上の機能強化が求められることから、災害時には避難所等として使用することを想定し、バリアフリーで多くの人が集まることのできるスペースを確保する。

また、災害時に使用可能な炊出スペースに加え、物資の保管スペースを十分に備えた施設とし、立体駐車場についても、物資や緊急車両の保管スペースとして利用可能な施設とする。

さらには、災害時の使用を想定し、屋外に上下水道等のライフラインを設置する。

(4) 環境への配慮

国は 2050 年までに温室効果ガスの実質の排出量を全体としてゼロにする「脱炭素社会」の実現をめざしているため、施設整備においては、LED照明、高効率空調機、太陽光発電、水力発電や蓄電池などにより、省エネ・創エネ・蓄エネを図り、カーボンニュートラルに配慮する。

6.4 公園の動線計画

拡張区域を含めた中央公園の面積は約 14.3ha であり、広範囲に多くの施設を備えた公園となるため、園内には駐車場を複数整備するとともに、公園の東側・北側・西側それぞれの道路から駐車場に進入可能な複数の出入口を整備し、利用者が目的の施設に近い駐車場を利用できる環境を整える必要がある。

また、園内にも通路を巡らせ、障害の有無に関わらず歩行者が園内を自由に移動可能な動線を確保するとともに、分散する施設や駐車場へ適切に誘導する案内板を設置する。

ただし、大規模な大会やイベントの開催時には、駐車場が不足すること考えられるため、JR 野々市駅や野々市市役所との輸送体制の構築を検討する必要がある。



6.5 施設の整備スケジュール

中央公園内に整備する新たな体育施設については、次のスケジュールに沿って整備を進める。ただし、社会情勢や財政状況、中央公園の整備・拡張の進捗状況により、整備時期の見直しを図るものとする。

年度	内容
～令和5年度	P P P / P F I 手法導入可能性調査実施
令和6年度～	用地買収・造成・実施設計
令和11年度～	建設着手

6.6 施設整備の補助制度

中央公園内に整備する新たな体育施設については、次の補助制度を活用して整備を図るものとする。

制度名	対象	配分基礎額	交付割合	想定される施設
社会資本整備総合交付金	都市公園法施行令第31条に定める公園施設	施設整備に要する費用	1 / 2	アリーナ 陸上競技場・サッカー場 テニスコート 多目的コート 炊出・バーベキュースペース

6.7 新体育施設整備の概算工事費

中央公園における体育施設については、新設する施設と既存の体育施設の総面積を約 85,000 m²と想定し、概算工事費は近年整備された類似の施設を参考に、それぞれ単位面積当たりの建設費を設定し、総工事費を約 70 億円と試算する。

区分		面積 (m ²)	事業費 (百万円)	想定される 補助制度	補助想定金額 (百万円)
市民体育館	(子どもの施設に用途 変更する場合) 遊具設置費用	3,525	120	社会資本整備 総合交付金	60
屋内アリーナ	メインアリーナ	5,501	2,310	〃	1,155
	サブアリーナ	2,189	420	〃	210
屋外スポーツゾーン	インフィールド	7,140	220	〃	110
	トラック	8,381	270	〃	135
	屋根付き走路	168	60	〃	30
	管理棟（観客席）	696	370	〃	185
	ナイター照明		100	〃	50
テニスコート		3,300	70	〃	35
多目的コート		1,064	320	〃	160
立体駐車場		2,805	350	—	—
駐輪場		140	20	社会資本整備 総合交付金	10
炊出・バーベキュー スペース	バーベキュースペース (屋根付き)	33	20	〃	10
	管理棟	30	10	〃	5
	炊事場	21	10	〃	5
	トイレ	32	10	〃	5
水路工	開渠工	532	130	〃	65
	暗渠工	480	140	〃	70
公園及び駐車場		49,624	1,980	〃	990
合計費用		85,661	6,930	—	3,290

第7章 事業手法

本市の人口は令和17年頃まで増加傾向にあり、その後は緩やかな減少傾向に加え、高齢化が進むと予想されている。人口増加により、市民のスポーツに対するニーズは多様化、複雑化し、高齢化が進んだ際には市民の健康増進に向けてスポーツ意識の活性化が必要となると考えられ、本市は、このように刻々と変化する社会の情勢に柔軟に対応しながら、本計画の実現をめざす。

従来のように、市が公共施設の整備・管理を行うのではなく、民間の持つノウハウを効率的に取り入れ、より質の高い公共サービスを提供することが必要と考えられる。

また、国は「日本再興戦略2016」の中でスポーツの成長産業化を掲げ、「スタジアム・アリーナ改革」を打ち出している。「スタジアム・アリーナ改革」とは、公的資金の負担の対象である「コストセンター」となっているスポーツ施設を、収益を生み出す「プロフィットセンター」に転換させようとする施策である。

そのため、公共施設マネジメントの観点から、今後はPPP／PFI手法の導入について、導入可能性調査により、事業の手法を決定する。

さらには、適正な駐車場管理の実施などを踏まえると、新体育施設だけでなく、中央公園全体についても一体的に管理することが効率的であると考えられることから、他の施設も併せて指定管理者に委託することについても、導入可能性調査において検討する。

第8章 新体育施設の整備にあたって

施設の供用開始後はスポーツチームの合宿や全国規模の大会等の実現に向けた取り組みを検討する。

また、大規模なイベント実施時には、駐車場が不足することも考えられるため、JR 野々市駅や野々市市役所との輸送体制の構築を検討する必要がある。

さらには、施設の整備コンセプトの1つとしている「健康」の観点から、より有効的に施設を活用するため、近隣の病院や福祉施設との連携について検討する。

参考資料

【野々市市体育施設整備実施計画検討委員会】

本計画の策定にあたっては、「健康・交流・防災」の各分野において、専門知識を持った方や精通した方9名による検討委員会を設置し、新たな体育施設に必要な機能について意見をいただくとともに、既存体育施設の在り方についても検討いただき、計画案の作成に尽力いただいた。

検討委員会からの提言書とともに、完成した計画案は、宮口委員長より教育委員会に提出された。

(1) 経緯

	検討項目
第1回 (令和3年7月16日)	・市内体育施設の現状について ・新たな体育施設に必要な機能等について
第2回 (令和3年10月13日)	・既存の市内体育施設について ・中央公園拡張区域の整備について
第3回 (令和4年1月11日)	・計画(案)について
第4回 (令和4年2月10日)	・計画(案)について

(2) 検討委員からの意見

健康	交流	防災
屋外ランニングロードの設置	スポーツ観戦を実施できるアリーナ	コロナを想定した広いスペース
陸上トラックの整備	控室としても使用可能な多数のミーティングルーム	仮設住宅の設置を見据え、屋外には上下水道等のライフライン
屋根付きの走行スペース	子どもが遊べる屋内遊戯スペース	混雑しない道路配置
武道館、弓道場、クライミング機能を備えたアリーナ	スポーツ以外にも使用可能な設備	一時的な避難所や物資置場として使用可能な立体駐車場
高齢者も利用可能なトレーニング設備	バーベキュー場としても使用可能な災害時用の炊出スペース	

屋内アリーナと市民体育館の連絡通路	イベントや大会に対応できる駐車場	
立体駐車場の一階部分を活用した設備	新アリーナと立体駐車場の連絡通路	

(3) 名簿

職	氏名	所属
委員長	宮口 和義	石川県立大学 教授
副委員長	後藤 正美	金沢工業大学 教授
委員	亥野 正治	石川県防災活動アドバイザー
〃	肥田 千春	野々市市社会福祉協議会 専務理事
〃	澤村 昭子	野々市市女性協議会 会長
〃	福井 卓也	金沢学院大学 教授
〃	藤田 雅顯	野々市市連合町内会 会長
〃	牧口 茂子	金沢工業大学 スポーツ考房運営室 課長
〃	宮川 渉	野々市市体育協会 会長

(4) 野々市市体育施設整備実施計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 野々市市体育施設整備実施計画（以下「実施計画」という。）を策定するに当たり、広く市民の意見を聴き、本市の体育施設の効果的な整備を図るため、野々市市体育施設整備実施計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 実施計画の策定に関すること。
- (2) その他実施計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 体育関係団体の代表者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から検討委員会が実施計画に関し教育委員会に提言した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 検討委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育文化部スポーツ振興課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この要綱の施行後最初に行われる会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が行う。

【スポーツ観戦アンケート】

屋内アリーナの需要を調査するため、令和3年11月20日・21日に野々市市民体育館で開催された、国内男子プロバスケットボールリーグ3部（B3）に参戦する金沢武士団の公式戦において、来場者に対するアンケートを実施した。

アンケート結果からは、来場者の80%以上が年に複数回は現地でスポーツを観戦していることが判明した。また、現地で観戦する理由としては、選手を実際に見られることや迫力のある試合が見られる、との意見が多数だった。

金沢武士団公式戦開催 来場者アンケート結果

① 来場者の年齢

年代	10歳以下	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
人数	10	14	15	25	65	46	15	11	201

② 来場者の性別

性別	男	女
人数	99	102

③ 住まい

地域	市内	市外	県外
人数	55	106	40

④ スポーツ観戦への関心

関心	ある	ややある	普通	あまりない	ない
人数	146	33	15	2	1

⑤ 観戦したいスポーツ（1人3つまで）

競技	バスケットボール	サッカー	野球	バレーボール	バドミントン	卓球	その他
人数	168	70	66	35	8	8	38

⑥ スポーツ観戦の頻度

現地観戦	年に0～1回	年に2～4回	年に5回以上
人数	32	41	111
テレビ等で観戦	年に0～1回	年に2～4回	年に5回以上
人数	5	24	123

⑦ スポーツ観戦に対するイメージ（複数回答可）

イメージ	迫力がある	雰囲気や演出	選手を生で見たい	一体感のある応援	食事が楽しみ
人数	177	132	158	89	29

⑧ 今後の金沢武士団の公式戦が本市で開催された場合、観戦したいか

回答	ぜひ観戦したい	観戦したい	どちらともいえない	あまり観戦したくない	観戦しない
人数	110	60	17	4	1

「ぜひ観戦したい」「観戦したい」との回答が90%を占めており、スポーツ観戦に対する関心は非常に高いことがうかがえた。しかし、「観客席が少ない」「体育館が狭い」といった不満の声もあり、多くの観客席を有したアリーナの需要があることも浮き彫りになった。